

西原町立西原東中学校 ZEB 化改修工事

業務仕様書

1.目的

西原町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に「西原町地球温暖化対策実行計画」を策定しており、再生可能エネルギーの導入や資源の効率的利用に積極的に取り組む必要がある。

西原町立西原東中学校は空調設置から 19 年が経過し、設備更新の時期を迎えている。老朽化による設備の効率の低下から、設備更新に合わせた省エネ化を進められる可能性があり、地域における低炭素社会を実現するための重要な施設となっている。

また、本校は災害時に指定避難所に位置図けられており、非常時における電源確保を図ることが必要である。

上記の背景から、本事業では、二酸化炭素の排出削減の寄与及び災害時に必要なエネルギー供給を確保し、災害時に利用できる施設とすることを目的とする。

なお、ZEB の実現を前提とし、補助金を活用することで費用軽減を行うこととする。

2.省エネ設備等に関すること

(1) ZEB の定義に基づく、ZEB Ready の認証基準を満たせるよう必要に応じて設備を選定し、高効率機器へ改修すること。

ただし、各種設備は汎用品とし、機器更新等の際に競争原理が働くようにすること。

(2) 空調設備は原則、個別方式を採用すること。

(3) 照明設備は室の用途（教室等）に応じた照度基準に設定すること。

(4) 必要に応じて各設備区分（空調、照明、換気、電源、給湯、太陽光等）のエネルギー計測を行う。

(5) 躯体改修（断熱等）を必要に応じて行う。

(6) 屋上平場部分には、断熱塗装を行うこと。

(7) 太陽光発電設備の設置は原則、管理棟（屋根上）で提案を行うこと。

3.建築物のエネルギー消費性能計算プログラムに関すること

(1) 国が定めるエネルギー消費性能計算プログラム（標準入力法：非住宅版）を活用し、算出した省エネ率を保証すること。

(2) 契約候補者は上記にて提案した省エネ率を補助事業終了後、3年間保証すること。

(3) 契約候補者は補助事業期間中、省エネルギー計測・検証結果を書面にて西原町教育委員会へ報告すること。

- (4) 契約候補者は契約終了後における省エネ設備保守費用を必要経費分で契約することができる。

4. ZEB化による補助金等の活用に関すること

- (1) 補助事業の申請に関する支援を行うと共に建築物エネルギー性能表示制度（BELS）によるZEB認証取得手続きを行うこと。
（契約候補者は他社へ依頼しても構わないが、役場へ事前報告すること）
- (2) ZEBプランナーと連携して業務を遂行すること。
（ZEB Ready以上の実績があること）
- (3) BEMSを設置する場合、エネマネ事業者として業務を遂行すること。
- (4) ZEBに関する知識を有した専門員を配置すること。
- (5) 補助金が交付決定されない場合は、契約が不成立となる場合があります。

5. 災害対策、感染症リスク低下対策に関すること

- (1) 平時において自家消費可能で、尚且つ災害時に自立的に稼働する機能を有した再生可能エネルギー、蓄電池（1階職員室への供給を想定、3日以上の使用を想定）を導入すること。
- (2) 感染症拡大・リスク低減の為、省エネ型の第一種換気設備を必要に応じて導入すること。

6. 工事期間

- (1) 令和6年1月12日までに工事完了させ、完成図面を電子データ・紙にて提出すること。（完成図面に併せて設備選定等根拠を示せる資料を添付）

7. その他

設計書、見積書作成に必要な図面は、別紙「西原東中学校校舎図面」を参考にすること。